

肥後銀行、誘致企業などでの労働法違反に関する質疑

2013年9月25日 日本共産党熊本県議会議員 松岡徹

日本共産党の松岡徹です。知事の議案説明要旨「最近の県政動向」の(2)景気・雇用情勢の動向等に関連して質疑を行います。雇用情勢で有効求人倍率の上昇がふれられていますが、非正規雇用の増大、ブラック企業問題など労働・雇用問題は深刻さを増しています。

総務省の2012年の就業構造基本調査によると、非正規労働者の総数が2042万人と、初めて2千万人を超え、雇用者全体に占める割合も38.2%と過去最高を更新し、熊本県内でも、非正規労働者が36.8%を占めています。

ブラック企業が大きな社会問題になっているとして、厚生労働省は、9月1日から、4000社を対象に、立ち入り調査等を行っています。非正規雇用、ブラック企業問題に県としても正面から取り組むべきではないでしょうか。

とりわけ、県の指定金融機関や誘致企業での不当労働行為問題について直視すべきです。

3月19日、熊本労働基準監督署が、肥後銀行の役員や部長ら3人を労働基準法違反(長時間労働)容疑で熊本地検に書類送検、3月22日には、全行員約2300人中、2080人に残業代や休日出勤手当計約2億9000

万円を支払っていなかったと、肥後銀行が発表、未払いの残業代等を支払いました。また肥後銀行に勤めていた男性が過労で自殺したと妻と母親が、損害賠償などを求め提訴しています。

「肥後銀行は県の指定金融機関であり、どう対応しているのか」「指定金融機関としての資格が問われる」等の声が寄せられています。県としてどう対処してきましたか。

誘致企業の工場建設に関する協定書では、企業は「労働関係法規を遵守し、健全で明るい職場環境の確立と適正な勤務条件の保持に努める」となっています。ところがそうした企業の従業員の家族から「主人がかわいそう、毎日夜中2時半まで仕事をしている。我が家も失業を覚悟しなければならない」等の訴えが寄せられています。誘致企業の労働状況の調査や問題への対応はどうなっているのでしょうか。現に、県の「仕事相談、支援センター」への労働相談では、昨年度1001件の相談のうち、632件が「労働条件に関するもの」です。

県内の労働問題にどう対応していますか。

商工観光労働部長に伺います。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」は、リストラや労働条件引き下げなどが多発するなか、国の労働基準行政では限界があるということ

で、都道府県労働行政の役割、任務を明確にしたものです。

また、地方自治法、労働組合法による都道府県労働員会の職務とは別に都道府県の労働行政の強化を定めたものです。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」第20条において地方公共団体の個別労働関係府の紛争への対応が整理されています。

20条第1項では「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする」としています。2項では、国は地方公共団体の施策を支援することが定められています。こうした法の精神と規定に即して、県としての能動的な取り組みを求めたいと思います。

銀行法が改正されて、7条2項では、銀行の取締役等の適格性として、「十分な社会的信用を有するもの」をあげています。肥後銀行に対して、法令に照らしてのチェックと再発防止のための厳格な対応を求めるものです。

指定金融機関、誘致企業をはじめ、県内における労働・雇用問題、労働関係紛争の「未然防止」「解決」のために、情報の提供、相談、国の労働行政と連携した取り組みなど、県としての積極的な対応が求められてることを指摘し、質疑を終わります。